

国際知財紛争についての一考察  
——中国の模倣品及び海賊版対策をめぐって——

安田 信之助\*<sup>1</sup>

小林 孝雄\*<sup>2</sup>

## The Study on The Problem of Counterfeit Goods and Pirated Products

YASUDA Shinnosuke<sup>\*1</sup>  
KOBAYASHI Takao<sup>\*2</sup>

Appropriate protection of intellectual property rights is important for WTO as well as Japan and other countries, which aim to build the intellectual property power, and, at the same time, the problem of counterfeit goods and pirated products is the serious for these countries because it results in their economic loss, causes the people, the enterprises and the countries harm, and leads to trade issues around the world. The problem comes mainly from Asian countries and areas, especially in China, the country which has the largest counterfeit goods and pirated products factories and markets.

In this paper, we survey this problem mainly in China, analyze the causes of it, and suggest the administrative and judicial solutions. In addition, in terms of trade issues, we not only introduce the efforts of Japanese government, including Ministry of Economy, Trade and Industry, Patent Office, custom office and other government ministries and offices, but also present a vision for the problem, in order to solve it.

---

\* 1 城西大学教授

\* 2 城西大学非常勤講師

—目 次—

はじめに

(一) 日本政府の知財戦略の沿革

- (1) 「知的財産推進計画」の推移
- (2) 2008年知財戦略の概要と重点項目

(二) 模倣品・海賊版被害とは？

- (1) 「模倣品」及び「海賊版」被害の定義
- (2) 模倣品・海賊版による悪影響

(三) 模倣品・海賊版被害の実例とその対応策

- (1) 事例1…商標権にかかる並行輸入
- (2) 事例2…漫画キャラクターの無断使用対策
- (3) 事例3…デッドコピーの使用
- (4) 事例4…展示会等での権利侵害、展示会における知財保護
- (5) 事例5…海外のダミー会社設立（著名商標の侵害）
- (6) 事例6…侵害の調査、調査会社の利用

(四) 中国における模倣品対策…行政ルートと司法ルート

- (1) 行政ルートによる取締り
- (2) 司法ルートの構成
- (3) 「行政ルート」と「司法ルート」の比較

(五) 日本における水際取締り、法改正の動向

- (1) 近年の輸入差止実績
- (2) 知的財産侵害物品の小口化
- (3) 認定手続の簡素化
- (4) 輸入差止実績（被侵害権利別）
- (5) 水際での仕出国別没収・差止実績
- (6) 輸入差止の対象となる不正競争防止法違反を組成する物品
- (7) 不正競争防止法に係る関税定率法の改正

(六) 今後の課題及び取組みと展望

- (1) 課題
- (2) 日本政府の国外に向けた対策
- (3) 国内における政府の取組み
- (4) 被侵害企業に対する提言
- (5) 中国国内の変貌への期待

## はじめに

本稿は「知財立国」を目指す我が国にとって、大きな阻害要因である「模倣品・海賊版対策」について、その現状と日本政府の政策及び中国国内での取締りと救済ルート等を具体的な事例取り上げて概説し、この問題についての今後の課題と展望を述べるものである。

模倣品・海賊版の問題は、もちろん日本国内、アジア各国及び欧米にも存在するが、本稿では、この研究の第1歩として、最も問題が大きく、被害の実情及び取締り・救済ルートも錯綜している中国を対象を絞って取り扱うこととする。

2002年3月に、内閣総理大臣の私的諮問機関として「知的財産戦略会議」が首相官邸に設けられ、それ以降、知的財産の創造・活用・人材の問題を取扱うべく、同年7月には「知的財産戦略大綱」が発表され、同年11月には第155回臨時国会で「知的財産基本法」が設立して以来、日本は知財立国に向けて本格的な歩みを始めた。しかし、模倣品・海賊版の存在は、日本企業にとっては、海外における販売市場の喪失、消費者のブランドイメージの低下、製造物責任をめぐるトラブルの増加等につながり、大きな経済的損失をもたらすものである。

上述したように、この問題は世界の各国・各地域に存在し、単に通商政策の分野にとどまらず、各国の制度面、行政・立法政策、ひいては国際商事紛争や国際私法の分野にまで拡がりを見せる。本稿で中国における事例とその対策を詳細に検討することによって、今後の研究の足掛りとしたい。

### (一) 日本政府の知財戦略の沿革

#### (1) 「知的財産推進計画」の推移

「知財立国」を標榜する我が国における知的財産制度改革は、先ず2002年2月に、当時の小泉純一郎首相が、その施政方針演説において「知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を強力に推進する」と述べたことに端を発する。

同年3月には、内閣総理大臣の私的諮問機関である「知的財産戦略会議」（議長＝内閣総理大臣）が首相官邸に設けられ、同年7月に「知的財産戦略大綱」が発表され、11月には「知的財産基本法」が成立したのは、既に述べた通りである。同法はその24条以下で、内閣総理大臣を本部長とする「知的財産戦略本部」の設置についての規定をおいている。

翌2003年7月には、具体的政策の盛り込んだ「知的財産推進計画」が作成され、この「知

的財産推進計画」は以降毎年の改訂を経て作成・発表され、今日に至っている。また、このような一連の制度・政策改革に伴う法改正が行なわれ<sup>(1)</sup>、平成17年4月1日には、知的財産高等裁判所（知財高裁）が、東京高裁の特別支部として設置されたのは、その象徴的な出来事であった<sup>(2)</sup>。

## (2) 「知的財産推進計画 2008」の概要と重点項目

知的財産戦略本部が2008年6月18日付で発表した「知的財産推進計画 2008」<sup>(3)</sup>では、「世界を睨んだ知財戦略の強化」をテーマとし、特に《国際市場への展開を強化する》という章<sup>(4)</sup>では、「ヒト、モノ、カネ、情報が国境を越えて移動する経済のグローバル化が進展する中、我が国企業等が国際市場において活動を行いやすい環境を整備することが求められている。模倣品・海賊版の流通は、事業者間の競争をゆがめ、権利者が本来得べき利益を奪い、新たな知的創造の意欲を減退させる。アジア諸国を始め海外における模倣品・海賊版の流通は跡を絶たず、また、瞬時に国境をまたいで情報が流通するインターネットにおいても、海賊版による被害が増大している<sup>(5)</sup>。このため、海外における模倣品・海賊版対策やネット上の海賊版対策を強化する。」<sup>(6)</sup>と述べ、模倣品・海賊版対策の強化に向けた国際市場環境の整備を強調している。

その中で【重点項目】として、「ア. 世界に拡散している模倣品・海賊版対策を強化する」ことを挙げ、①「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」の早期実現を目指す、②侵害発生国・地域における対策を強化する、③模倣品・海賊版の拡散防止に向けた足元の対策を強化する、としている。具体的には①では「関係各国との議論をリードし、早期実現に向けた取組を加速する」こと、②では「官民合同ミッションの派遣や政府間協議を通じ働き掛けを強化する」こと<sup>(7)</sup>、③では「水際での税関の取締り及び国内における警察の取締りなどを強力に推進する」こと<sup>(8)</sup>を挙げている。

また、「イ. ネット上の海賊版対策を強化する」ことも【重点項目】として挙げられ、その中では、①「海外の動画共有サイトにおける違法コンテンツ<sup>(9)</sup>の排除を働き掛ける」とし、違法コンテンツの排除が円滑になされるよう、政府レベルでの働き掛けを行うこと、及び②「プロバイダーと権利者団体とが連携して行なう海賊版対策を支援する」とし、ファイル共有ソフトを用い、著作権を侵害してファイル等を送信する者に対する警告メールの送付等の取組を支援することを掲げている。

また、同様に重要な知財侵害の問題である商標権の侵害については、《国際的な商標問題に対応する》という章<sup>(10)</sup>において、「我が国のブランドとなり得る地名や日本語の普

通名称等が外国において商標登録されることにより、我が国の事業者の当該国における事業展開に支障が生じる場合があるとしている。<sup>(11)</sup>

このため、我が国の商標制度に及ぼす影響にも留意しつつ、海外における我が国の地名等が商標登録される問題について具体的対応策を講ずる」としている。

この中での【重点項目】については、①我が国の地名や著名商標等が保護されるよう制度改善を働き掛けることを挙げ、具体的には「外国の商品の産地、普通名称等の商標登録や不正目的での外国著名商標登録が適切に拒絶又は取消されるよう、産地名の公知基準の制度・運用の改善等を各国に働き掛ける」こととしている<sup>(12)</sup>、また、②商標の海外での権利化や事後的対応を支援する、とした中では、「海外での商標登録を支援するため、当該国への出願情報等を事業者に提供。我が国の地名等が海外で登録された場合の対応マニュアルを作成・普及」することとしている<sup>(13)</sup>。

## (二) 模倣品・海賊版被害とは？

### (1) 「模倣品」及び「海賊版」対策の定義

「模倣品」とは「著作権または著作隣接権を除いた」侵害品を言い、「海賊版」とは「著作権または著作隣接権の」侵害品である。「著作権」及び「著作隣接権」（著作権法 89 条以下）の詳細な説明は本稿の目的ではないため、他の著書<sup>(14)</sup>などに譲るが、ここでは「知的財産推進計画」等における「模倣品・海賊版対策」の意味を明らかにしておく。当該「対策」とは、①国内市場における知的財産権の侵害に対する措置、②知的財産権を侵害する物品の輸入（又は輸出）に対する措置<sup>(15)</sup>、及び③本邦法人等の有する知的財産が、外国において適正に保護されない場合に対する措置<sup>(16)</sup>を言う。

「2007 年度 模倣被害調査報告書」（特許庁<sup>(17)</sup>）によれば、模倣被害とは、原則として特許、実用新案、意匠、商標、著作権等の知的財産権を侵害した製品・サービスが、製造・販売されることで権利者の利益を損なう可能性がある被害をいう。

「知的財産権」には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、及びその他の知的財産権（育成者権、回路配置利用権、不正競争防止法上の営業秘密・商品等表示・商品形態等・会社法上の商号）が含まれる。例えば、次のようなケースが模倣品被害の具体例として挙げられる。

- ・製品のブランドロゴが盗用された偽ブランド品が流通しているケース
- ・真正品のデザインやパッケージがそのまま模倣されたデッドコピーが流通しているケース

- ・ライセンス許諾を受けずに半製品や付属品当の非正規製品が製造され、格安商品として販売されているケース
- ・製品製造や加工技術に不正に技術が盗用されているケース
- ・CD や DVD 等の海賊版・違法コピー

なお、知的財産が権利化されていない場合であっても、以下のようなケースは模倣品被害に含むとされている。

- ・知的財産を権利化していない国・地域に、我が国で取得している権利を盗用した模倣品が流入しているケース
- ・知的財産を権利化していない国・地域において、我が国における権利を盗用した出願・登録がされている、または登録された権利に基づいて当該国への輸出が差し止められているケース
- ・当該国において知的財産権を権利化していないが、現在出願中である場合において、上記の権利侵害の可能性が生じているケース

## (2) 模倣品・海賊版による悪影響

「調査と情報 第 508 号」(2006 年 3 月 1 日) 掲載の「模倣品・海賊版対策の動向」では、模倣品・海賊版による悪影響を、企業・国・消費者の 3 つのレベルに分析している。それによると、本稿冒頭に記したように、これらは、海外における販売市場の喪失、消費者にとってのブランド・イメージの低下、製造物責任をめぐるトラブルの増加といったような悪弊をもたらすし、企業・国・消費者に以下のような悪影響が考えられるという<sup>(18)</sup>。

企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低価格の模倣品・海賊版が真正品を駆逐することによる競争力の低下。</li> <li>・模倣品対策コストの増加による競争力低下。</li> <li>・開発者の意欲をそぐ結果、新たな技術や創作物が生まれにくくなる。</li> </ul>
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の売上高減少による税収の減少。</li> <li>・模倣品・海賊版の売上がテロ組織の資金源になることによる治安の悪化（米国内などのテロ資金源となった例がある。）</li> </ul>
消費者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・模倣品による健康被害や事故</li> <li>・真正品との混乱</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>日本では有名ブランドバッグなど健康・安全に直接影響しない被害が目立つが、海外では模倣品の安全性面から問題視されている。<sup>(19)</sup></p> </div>

更に、上記の報告では、世界的な被害状況として、経済協力開発機構（OECD）は世界貿易の5－7％を模倣品が占めているとしている。これを2004年の国際通貨基金（IMF）が公表している世界貿易額（8兆9,390億米ドル）から推計すると、約4,470－6,260億米ドルである。

地域的にみると、EUで2004年に域外国境で押収した模倣品・海賊版は、1億355万点（1998年の11倍）に上っている。米国では、海賊版による米国企業の著作権被害は2004年時点で125億4,300万米ドルと推計されている。

日本については、日本企業の知的財産侵害の被害合計額は、中国、台湾、韓国、タイの4カ国の模倣・海賊行為だけで、2001年時点で利益ベース1兆153億円、売上高ベース1兆9,247億円に上ると推計されていた。日本の税関で輸入差止対象となった物品ではバッグ類が多いが、中国などで活動する日本企業に対するアンケート結果では、機械類の模倣被害が多いという。<sup>(20)</sup>

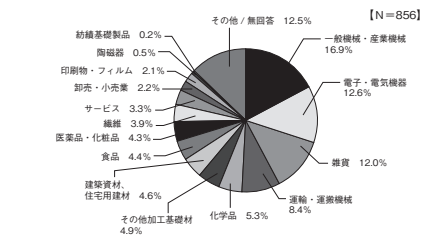
下図の主要4分野（一般機械・産業機械、運輸・運輸機械、電子・電気機器、雑貨）についての模倣品被害率の推移をみると、電子・電気機器を除いて過去5年間では概ね減少傾向にあったが、2006年度は運輸・運搬機械を除いて増加に転じている。<sup>(21)</sup>

なお、模倣品被害率とは、企業規模別の回答社数に対する模倣被害社数の比率である。

(3) 商品分野別の模倣被害の傾向

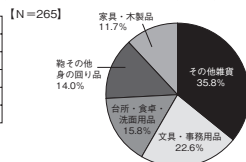
縫製、一般機械・産業機械、運輸・運搬機械、電子・電気機器で被害社会全体の約半数  
2006年度の模倣被害者数856社の商品分野別構成比をみると、一般機械・産業機械（16.9%）、電子・電気機器（12.6%）、縫製（12.0%）、運輸・運搬機械（8.4%）が上位4分野となっており、これらの4分野で被害社会全体の約半数（49.9%）を占めるという状況になっている。  
その他の分野では化学品（5.3%）、その他加工基礎材（4.9%）がこれら4分野に次いで多くなっている。

図1. 2-5 模倣被害者の商品分野別構成比（単数回答）



また、模倣被害を受けた品目が多岐にわたる雑貨分野においては、「その他雑貨」（玩具、スポーツ用品、装身具等）の扱いがもっとも大衆（35.8%）、次いで「靴その他身の回り品」（22.6%）が続いている。

品目	社数	割合
家具・木製品	95	35.8%
文具・事務用品	60	22.6%
台所・食卓・洗面用品	42	15.8%
靴その他身の回り品	37	14.0%
その他雑貨	31	11.7%
合計	265	100.0%



ちなみに、2006年度の大企業の模倣被害率は26.9%、中小企業の模倣被害率は19.8%となった。2005年度と比べ、大企業及び中小企業ともに増加となった。

直近5年間のトレンドをみると、大企業は2003年度以降2年連続の縮小後、2006年度に1.3%の増加に転じている。

中小企業は2002年度から2年間で被害が減少後、微増で推移している。2002年度から2006年度にかけて大企業の模倣被害率は2.0%の減少、中小企業の模倣被害率は8.8%の減少となっている<sup>(22)</sup>

出典：特許庁「2007年度 模倣被害調査報告書」（2008年3月）



### (三) 模倣品・海賊版被害の実例とその対応策

#### (1) 【事例 1…商標権にかかる並行輸入】

X 社は、日本と A 国の双方である製品を販売しているが、その製品には同一のマークが付けられていて、X 社が日本と A 国での所有権を持っている。しかし、A 国で安く販売された X 社の製品を、ある輸入業者 B が日本に輸入して販売している。輸入業者 B の行為は、商標権の侵害にあたるだろうか？<sup>(23)</sup>

#### 【対応策】

商標権者は我が国で登録された登録商標を使用する権利を有している。輸入業者 B は、商標権者 A の許諾を得ないで登録商標の付された指定商品を輸入しており、その指定商品の輸入・販売を行う行為が商標権の侵害にあたるのではないかと、という問題である。

かつては、このような商標権者の許諾を得ない輸入・販売行為は商標権の侵害にあたるというのが一般的な考え方であった。しかし、現在では商標権者から商標の使用許諾を得ていなくとも、「真正商品の並行輸入」にあたる場合には、商標権の侵害にあたらないとされている。

最高裁の平成 15 年 2 月 27 日判決<sup>(24)</sup>によれば、「真正商品の並行輸入」に該当するための要件は、以下の通りである。

1. 並行輸入商品に付された商標が、輸入元の外国における商標権者又はその商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであること。
2. 輸入元の外国における商標権者と日本の商標権者とが同一人であるか、法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係にあることにより、並行輸入商品の商標が日本の登録商標と同一の出所を表示するものであること（商標の出所表示機能が害されていないこと）。

以上の要件が満たされれば、並行輸入行為によっては商標の果たすべき機能は害されていないので、「真正商品の並行輸入」にあたり、商標権の侵害には該当しない。

しかし、我が国の登録商標が保証する品質と実質的に異なる商品が A 国から輸入された場合には、輸入業者 B の輸入・販売行為は商標権の侵害にあたると思われる。また輸入業者 B が日本国内での販売にあたって、包装の取替え・詰め替えをし、それによって商品の品質が害される恐れがあり得るような場合も、商標権の侵害にあたると思われる。

## (2) 【事例2…漫画キャラクターの無断使用対策】

X社が、権利を有する漫画のキャラクターを無断で使用している製品が流通している。X社としては、どのような対抗策が考えられるだろうか？<sup>(25)</sup>

### 【対応策】

#### 1) X社が漫画キャラクターを商標登録している場合

X社が当該漫画キャラクターを商標登録していて、その漫画キャラクターを使用した製品が指定商品（商標登録時に商標を使用する商品として指定したもの）にあたるか、また指定商品に類似する場合には、商標権を以って類似商品に対抗することが考えられる。また、もし、その製品が輸入されているのであれば、輸入差止めの申立をすることによって、その製品の輸入を水際で止めることも可能である。

また、当該製品が輸入されている場合でなくても、その漫画キャラクターの無断使用禁止や無断使用製品の廃棄を求めることができる。そして、ライセンス使用料相当額など、自己が受けた損害額の支払を求めることもできると考えられる。さらには、裁判での判決が出される前に、当該問題となった無断使用製品が大量に出回ることによって、X社に多大な不利益が生じる可能性がある場合には、仮処分を申立て、判決が出るまでの間、漫画キャラクターの使用禁止を求めることもできる。

#### 2) X社が漫画キャラクターの著作権を有している場合

X社が当該漫画キャラクターの著作権を持っているのであれば、著作権に基づき同様の対抗手段を採ることが考えられる。ただし、この場合には、こうした対抗策は権利者自らが行なわなければならない、X社が単に著作権者から漫画キャラクターを使用することについての許可を得ているに過ぎない場合には、X社は自らこれらの対抗策を行なうことはできず、真の権利者（著作権者）に対抗策を講じてもらう必要がある。

#### 3) X社が漫画キャラクターを意匠登録している場合

X社が当該漫画キャラクターを意匠登録している場合の対抗策は、1)の商標登録している場合と同じである。ただし、意匠の場合は、同じか類似するデザインであっても、登録意匠と同一若しくは類似物品が対象でなければ（例えば、同じ食器類や文房具等に用いられたキャラクターであること）対抗策をとることができない。この点は、商標登録の場合の商標の指定商品における場合と同様の注意が必要である。

4) X社に商標登録も意匠登録も著作権もない場合

X社が当該漫画キャラクターに関して意匠登録、商標登録もしておらず、著作権も有していないという事情があっても、当該漫画キャラクターがX社の商品の出所を標示するものとして商品に使用されており、それが著名又は周知といえる状態にまでなっている場合には、不正競争防止法違反として<sup>(26)</sup>、当該漫画キャラクターの使用禁止や無断使用製品の廃棄などを行なわせることができ、ライセンス使用料相当額など損害賠償を請求することが可能である。ただし、不正競争防止法違反を理由として輸入差止めの申立はできない。

《「クレヨンしんちゃん」の商標権をめぐる問題》

日本の人気アニメである「クレヨンしんちゃん」の中国語表記である「蠟筆小新（ラービィシャオシン）」が中国で商標登録され、本物の「クレヨンしんちゃん」グッズが中国で販売できなくなるという問題が生じた。本家本元の日本の出版社である双葉社は、1995年には台湾では「蠟筆小新」を商標登録したものの、中国国内では商標登録をしていなかった。1997年には広東省の企業が商標登録をしていた他、福建省、香港などの企業三社も商標登録を終え、権利を取得していたため、2004年4月に、双葉社が上海の企業とライセンス契約を結んで中国で「クレヨンしんちゃん」グッズを販売し始めたところ、中国企業から商標権侵害で訴えられ、上海の売り場からの商品の撤去や在庫品の没収を命ぜられたというケースである。この場合は、中国企業は正当な手続を経て商標権を取得している。ある意味では、日本企業の“脇の甘さ”が問題となったケースである。<sup>(27)</sup>

(3) 【事例3…デッドコピー<sup>(28)</sup>の使用】

X社は、中国メーカーY会社との合弁で中国にP有限公司を設立した。同社はX社から技術ライセンスを取得して、X社の商標が付されている製品を製造・販売している。

P有限公司の製品は中国で順調に売上を伸ばし、中国市場で知名度も上がっていた。ところが最近、中国国内で、同社の製品の模倣品（商品上にX社の商標が付されている）が出回るようになった。

そのため、新製品の売上は激減し、また粗悪な模倣品のためにP有限公司のブランドイメージも大きく損なわれた。<sup>(29)</sup>

## 【対策】

知的財産を侵害する模倣品が市場に現われると、真正品の売上へのダメージや信用の低下、粗悪な模倣品によるブランドイメージの低下などが生じるため、厳正な対処が必要となる。

侵害行為への対策手段としては、行政機関による取締り、人民法院での訴訟（民事訴訟／刑事訴訟）、税関での水際取締りなどが利用されている。

行政取締り、すなわち専門の行政機関が独自に取締りの権限を有しているのは、中国特有の制度と言われており、商標権については地方の「工商行政管理局」が、特許権、実用新案権、意匠権については地方の「知識産権局」が、強制的な調査権や、侵害行為の停止、違法所得の没収、罰金などを命じる権限を有している。他には、権利侵害品が同時に粗悪品でもある場合に、「品質技術監督局」に対して、製品品質法に基づく取締りを求める方法や、税関による水際取締りを求める方法もある。

特に、商標権侵害に対する工商行政管理局の取締りは活発に行なわれており、低コストと手続の迅速性から、日本企業の模倣品対策でもよく利用されている。ただし、侵害の判断が微妙であるケースや専門性の高いケース、あるいは模倣品業者が当該地域と強いパイプを有しているような場合では、行政機関による取締りが功を奏しない場合も多く、民事訴訟の提起を検討する必要がある。

また、相手方に対して損害賠償を請求したい場合には、民事訴訟による必要がある。提訴に先立ち、侵害行為停止の仮処分や財産保全の仮差押を行なうこともある。他方、悪質な模倣品業者などに強い威嚇効果を狙いたいときには、刑事訴訟を通じて実刑判決を目指すこともある。

### (4) 【事例4…展示会等での権利侵害、展示会における知財保護】

上海にて事務機器消耗品の大展示会が開催されるとの情報があり、自社の商品に関する模倣品が展示されていないか確認したいという相談が、関連事業部から自分が所属する知財部門にあった。

現在、中国には知財駐在者はおらず、調査会社を通じて調査を行なうことを検討中である。

可能であれば、展示会の調査だけではなく、自社の侵害品を発見した場合には、展示会での出展停止や、サンプルの差押えを行ないたいと考えている。<sup>(30)</sup>

【対策】

以下が、この問題に対する中国国内の局令改正と、その局令の適用範囲である。

(1) 展示会における知的財産権保護弁法

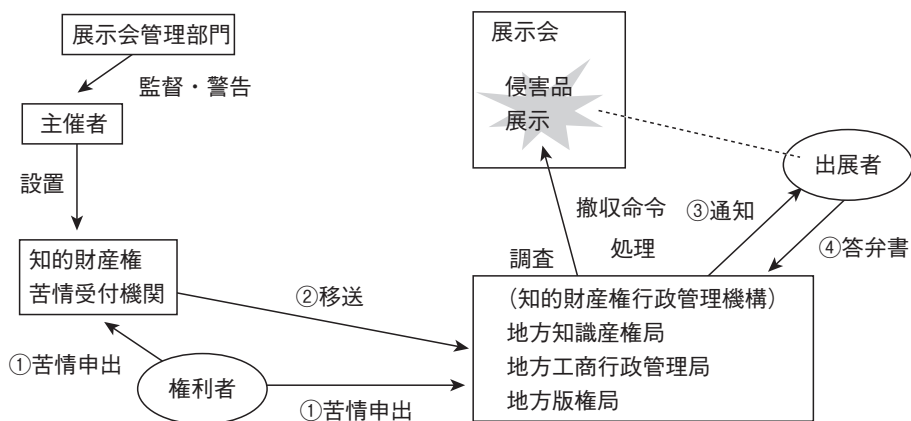
2006年11月10日、商務部、国家工商行政管理局、国家版權局及び国家知識産権局から「展示会における知的財産保護弁法」(局令2006年第1号。以下「保護弁法」)が公布され、翌年3月1日から施行された。

(2) 保護弁法の適用範囲

保護弁法の対象となる知的財産権は、特許権(発明、実用新案、意匠の特許権)、商標権、著作権である(保護弁法第2条)。特許権の保護は、特許権侵害に加えて、特許冒用(假冒)の保護と虚偽表示(冒充)に対する規制も含まれている。

《展示会における取締りフローチャート》<sup>(31)</sup>

権利者は、①展示管理部門の苦情受付機関か、あるいは、その地方の知的財産管理機構に苦情を申し出るが、前者の場合は展示管理部門の受付機関から、地方の管理機構に事件が移送される(②)。地方の行政管理機構が調査の上、当該出品は知的財産侵害行為であると認めた場合には、出展者に通知し展示された侵害物品の撤去命令が出される。命令に異議のある出展者は答弁書を提出する(④)。



(5) 【事例5…海外でのダミー会社設立（著名商標の侵害）】

当社の商標「安田」（中国でも商標登録）を無断で使用する模倣品業者を発見した。調査の結果、当該業者は、当社商標「安田」を、無断で社名として工商登記していることも判明した。

放置できないとして、工商局による取締りを行なったところ、相手方からは「当社は、日本の安田商事の子会社であり、同社から授権を受けて「安田」を社名に使用しており、合法的な使用である。」との反論が出され、「授権書」なる書面が提示された。

工商局は、合法的な権利の根拠があるようだとこのことで、それ以上の取締りを行なってくれず、相手方は侵害行為を継続している。

当社が調べたところ、相手方が主張する安田商事は確かに存在したが、全くの幽霊会社であった。

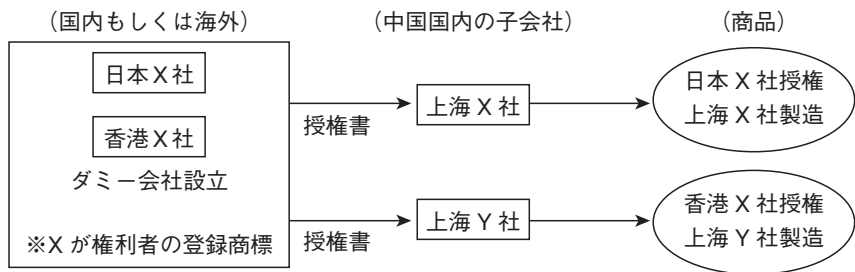
中国と日本で、一体どのように対処すればよいのだろうか。<sup>(32)</sup>

【対策】

これは、日本国内もしくは海外（香港など）にダミー会社（幽霊会社）を設立して（登録商標も当該会社）、そこから海外の模倣品製造メーカーに「授権書」を発行して、海外（中国など）で模倣品の製造を行なうケースである。

著名な事件では、模倣品製造の関連会社が、石川県小松市に「日本ヤマハ」名のペーパーカンパニーを設立し、そこから中国の二輪車メーカーに「授権書」を渡して、「ヤマハ」の名を冠したオートバイを製造していたというものがある。<sup>(33)</sup>

《このケースにおける、模倣品製造会社の商号の不正登録に関するスキーム》



《このケースにおける、調査のチェックポイント》

	項目	チェックポイント
1	相手方企業の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の事業規模、地元での影響力の有無</li> <li>・中国国内での不正商号登記の有無</li> </ul>
2	ダミー会社の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国内及び海外（香港など）のダミー会社の存在</li> <li>・ダミー会社による不正商号登記の有無</li> <li>・ダミー会社からの授権（ライセンス）の有無</li> </ul>

	項目	チェックポイント
3	商標の調査	・相手方による類似商標の登録の有無
4	商標の使用態様	・商品、広告上での商標の使用態様

日本企業の著名商標が、無断で中国企業により商業登記されるケースが急増している（「商標と商号の衝突の問題」）。その原因として、商標登録を管轄する北京の商標局と、商号登記を管轄する各地の地方工商局との間に、著名商標に関するクロスリサーチのシステムがないため、このような問題が生じることが考えられる。

さらに近年は、多国間に跨って合法的な商標使用を仮装するケースも多く見られる。例えば、香港や日本にダミー会社を設立したうえで、中国国内に設立した子会社にライセンス（「授權書」）を発行するというものである。

香港で数多くのダミー会社が設立される背景としては、香港では会社設立の登記が容易で、しかも商号抹消は困難（商号変更命令の判決を得ても、登記所には強制執行権がなく、商号変更には当該会社の株主総会の特別決議が必要である）という事情がある<sup>(34)</sup>。

#### 《対処の手順とポイント》

①	相手企業の調査・情報収集
②	自社の権利状況の確認（商標登録／著名商標の認定の有無）
③	相手企業への警告状送付、商号変更についての交渉
④	工商局への商号抹消請求／人民法院への民事訴訟提起
⑤	各国／地域ごとに対処する必要性（クロスボーダー訴訟の提起など）

#### 《中国国内における対処方法と根拠法令等》

##### 商標法関連

##### （ア）行政ルート…工商局への商号取消請求

商標法实施条例第 53 条	著名商標を商号として登記し、公衆を欺き、誤解をもたらす恐れがある場合 ⇒取消請求が可能
著名商標の認定保護規定 第 13 条	同上
企業名称登記管理規定 第 9 条 2 号	商号には、公衆を欺き誤解をもたらす恐れのある文字を含んではならない。
商標と企業名称における 若干問題を解決すること に関する意見 第 4 条、 第 5 条 2 項、第 9 条 2 項	他人の登録商標と同一又は類似する文字を商号として登記し、誤認混同を生 じる場合⇒ 省レベル以上の工商局に変更請求が可能。



(イ) 司法ルート…人民法院への民事提訴

商標法第 52 条、「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈」第 1 条、第 21 条	他人の登録商標を商号として、同一又は類似の商品に際立って使用する場合⇒商標権侵害となる。
---	--

(ウ) 反不正当竞争法関連

反不正当竞争法第 5 条 3 号	無断で他人の商号を使用し、他人の商品と誤認させる場合 ⇒不正競争行為に該当する
「最高人民法院による不正競争の民事案件の審理における法律適用の若干問題についての解釈」第 6 条	中国で商号登記された商号、中国国内で商業的に使用される外国企業の名称は、法第 5 条 3 号の「商号」に該当する。
同上解釈 第 7 条	商号を、商品やその包装、取引上の文書に用いたり、広告宣伝、展覧会その他の商業活動に用いる場合も、法第 5 条 3 号にいう「使用」に該当する。
地方条例	明文で規制する地方条例も存在する。

《日本における対処方法と根拠法令等》

会社法第 8 条	不正商号の抹消請求
会社法第 472 条	休眠会社のみなし解散…12 年以上の「休眠状態」の経過が要件となる。
不正競争防止法第 2 条 1 項 1 号	「周知表示混同惹起行為」⇒商号使用差止め、商号登記抹消の請求が可能。

海外のダミー会社を利用して日本の著名企業の商標が侵害されたケースとしては、2001 年 10 月にハルビン市で「Paretionic」ブランドのガス湯沸かし器が見つかり、のちに中国各地でこれが販売されていたことが判明した事例がある。日本の松下電器産業（当時）は、香港に営業代理店を持つだけで、「香港松下電器」という企業名の子会社は持っていない。

模倣品製造業者は、そこに付け込んで、香港に「香港松下電器」という実体のないペーパーカンパニーを設立し、模倣品製造の街として有名な広東省順徳市において「Paretionic」を商標登録して、ガスコンロ、ガス湯沸かし器などを他の工場に製造販売委託し、「香港松下」の看板を掲げた販売店で販売していたというケースである。

これに対して、日本の松下電器産業は香港の企業登記所に働きかけ、「香港松下」の企業登記抹消を勝ち取る一方では、中国国内では中央政府に相談した結果、国家工商行政管理総局が各地域の工商管理局を通じて商標権侵害による模倣品排除に動いた。広東省の工商局は順徳市の工場の手締りを行い、模倣品業者を自主廃業に追い込んだのである。<sup>(35)</sup>



(6) 【事例6…侵害の調査、調査会社の利用】

中東地域で自社ブランドを付した模倣品が発見され、輸入元から中国の広東省地域にて製造・出荷されているという情報をつかんだ。

しかし、現時点では、どの業者が模倣品を製造しているのかという具体的な情報だけでなく、どこで模倣品が製造されているかという情報さえない。その為、どのように調査を行なって良いかも分からない。

他社からの情報では、調査会社を使用した方法があると聞くが、実際にどのような調査会社があり、どのように依頼をして良いのかも分からない状況である。

調査会社自体が信頼できるものなのか、またコミュニケーションの問題等はないのか等の心配な点は多くある。また、対応費用についても気になる点である。<sup>(36)</sup>

【対策】

1. 調査会社

知的財産権侵害に関する調査は、民間の調査会社に依頼するのが一般的である。民間の調査会社としては、現地の法律事務所や調査会社があるが、中心は調査会社である。現在、調査会社として活動している会社は、中国政府から正式に調査活動の営業を許可されたものではなく（一部の例外はあるが）、企業調査等を目的とするコンサルタント会社が、コンサルタント業の一環として行なっているのが現状である。

2. 調査会社選定の留意点

①	実績があり、調査対象となっている問題を得意分野とする調査会社を探すこと。
②	選定するキーワードは、(i)地域性の問題、(ii)執行機関（AIC、TSB、PSB等）との連携、(iii)問題となっている商品、である。
③	調査会社側からの売り込みに注意すること。

※ AICとは工商行政管理局、TSBとは質量技術監督局、PSBとは法執行機関（中国の公安）である。

① 実績があり、調査対象となっている問題を得意分野とする調査会社を探すこと。

人脈を誇大に宣伝する調査会社が良い仕事ができるとは限らない。悪質なケースとしては、調査対象の相手方と調査会社が結託していたというケースもある。

調査会社を選定する場合にも、情報を収集することが大切である。同業他社などから調査会社を紹介してもらうのが望ましい方法だが、その際に当該調査会社の評判を尋ねたり、当該調査会社の過去の調査実績を調べるのが肝要である。

調査会社によっては、地域的又は分野的に得意・不得意があり、地域的に相応しい対象

分野を得意とする調査会社を活用すべきである。

調査会社の社数について、明確かつ公的なデータはなく（調査業務を全面に出せば、諜報活動に対して工商行政管理局の営業許可が下りない可能性が高いので、コンサルタント業務の一環として行なう場合が多くみられる）、日本企業向けの調査会社は 200 社以上あると言われており、執行機関、警察又は人民解放軍の OB をメンバーにしている会社もある。<sup>(37)</sup>

密輸組織への取締行動に対して、相手方の暴力的な反抗も予想されるので、公安（PSB、警察）の援助が必要となることもあるが、その場合は、公安や人民解放軍の OB の力で調査の為に事実上の援助を受けるケースもあるようである。しかし、一般的には民間の調査会社の調査活動に、公共機関である公安の援助を受けることができないのが実態である。

②選定するキーワード：(i)地域性の問題、(ii)執行機関との連携、(iii)問題となっている商品

(i) 地域性の問題

地域性調査の対象となる模倣品製造企業や販売業者が集中している地域をターゲットにすることになるため、当該地域内にある調査会社又は当該地域の調査に熟練した調査会社を選定すべきである（ただし、当該地域に密着し過ぎて地元企業に有利な活動をされたり、情報が相手に漏洩するような場合はマイナスである）。

(ii) 執行機関との連携

工商行政管理局（AIC）、特許業務管理部門、質量技術監督局（TSB）などの執行機関とスムーズに連携しなければならない。連携が上手く取れている執行機関では、権利者の要望に沿って侵害対応がしやすくなる。

(iii) 問題となっている商品

当該商品に関して情報を有し、又は情報を入手できる調査会社であり、当該商品の調査を得意分野にしている調査会社であることが重要である。

③調査会社側からの売り込みに注意すること。

最近では調査会社も競争状態にあり、日本企業に自社を売り込みにやって来る調査会社や、依頼もしていないのに模倣品を発見したとして、情報提供にやって来る調査会社もあるので、注意が必要である。

#### (四) 中国における模倣品対策…行政ルートと司法ルート

中国では、知的財産権の侵害に対して、行政ルートと司法ルート（民事）という2種類の救済ルートがあると言われている。日本では、こうした知的財産権の侵害事件は民事事件として、行政が関与することなく、当事者間の紛争として司法機関にその解決を委ねるのが一般的である。

中国では、知的財産の侵害に対して、司法機関が判断する以外に、行政機関に救済を求め判断を仰ぐ行政ルートが存在する。

##### (1) 行政ルートによる取締り

中国では、知的財産の侵害行為が疑われる場合には、各行政地域にある知的財産権行政管理機構に訴え出ることになる。この地域の行政管理機構とは、各地方の「知識産権局」、「工商行政管理局」、「地方版權局」、「質量技術監督局」、「食品薬品监督管理局」などである。

「知識産権局」とは、専利権（特許権・実用新案権・意匠権）の侵害問題を取り扱い、不正競争法違反（著名商品特有の名称侵害、商品の包装・装飾の権利侵害など）に関する紛争は「工商行政管理局」が取扱う。この場合、被申立人の居住地または侵害行為の発生地が管轄地域となる。<sup>(38)</sup>

「地方版權局」は、各地方人民政府に置かれた著作権に関する行政を執り行う機関であるが、この上級機関には、中国国务院（日本の内閣に当たる）所属の「国家版權局（NCAC）」があり、著作権事件は場合によっては、この「国家版權局」と「地方版權局」の双方が取扱うこともある。

「質量技術監督局」は、製品品質法違反（原産地虚偽表示など含む）に関する紛争を扱う行政機関であるが、食品や薬品の問題に関しては、地方の「食品薬品监督管理局」という機関も存在する。

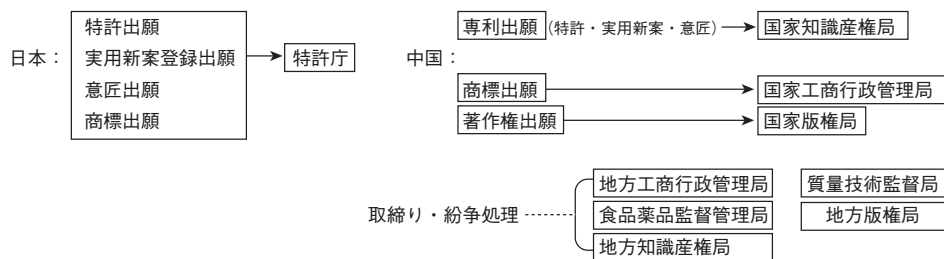
##### 《日本の特許庁との相違》

専利権（特許権・実用新案権・意匠権）の侵害問題は、国家知識産権局（SIPO）の下部機関である「地方知識産権局（APPA）」が取扱う。「国家知識産権局（SIPO）」は、日本の特許庁と同様の働きをするが、商標出願を処理しない点（商標出願は「工商行政管理局」の管轄）、下部組織として地方知識産権局（APPA）が存在する点で、日本の特許庁とは異なる。

また、日本の特許庁は、特許・実用新案・意匠・商標の出願を受理し、その特許権など

の独占的・排他的な権利を付与するか否かを「審査」し、その審査結果に対する不服を、地方裁判所が変わって「審判」という民事訴訟法に準ずる手続に則って、特許庁審判官が厳格な審査を行なう。しかし、日本の特許庁はあくまで三権分立にいう行政機関であって、特許権等の新たな権利の創設には関わるが、権利が生じた後の民事上・刑事上の紛争処理に関わることはない。

しかし、中国においては、専利権（特許権・実用新案権・意匠権）に基づく紛争は「地方知識産権局」が、商標権及び不正競争に関する紛争は「地方工商行政管理局」が、また、著作権に関する紛争は「地方版權局」が、行政機関としてその処理に当たる。<sup>(39)</sup>



## (2) 司法ルートの構成

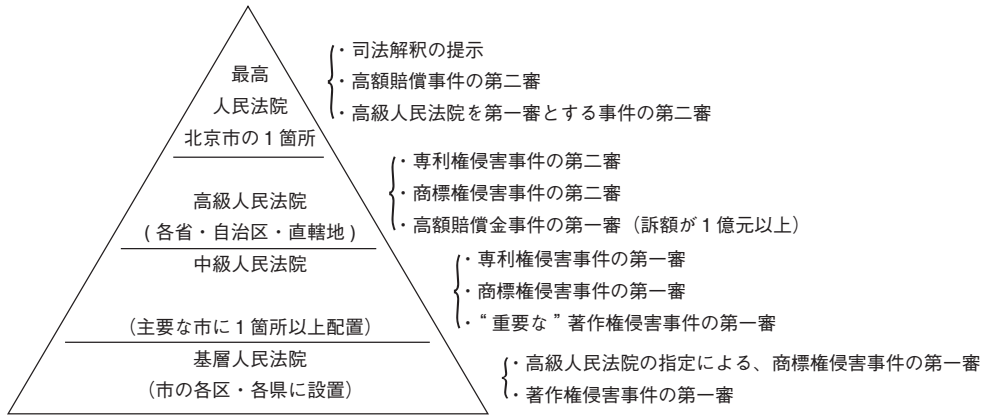
中国の司法機関である人民法院は、北京の「最高人民法院」をはじめとして、全国 31 の省・自治区及び直轄市に置かれる「高級人民法院」と、全国の各省・各自治区及び直轄市内の行政管轄地区に置かれる 346 ヶ所の「中級人民法院」、さらに、全国 3135 ヶ所の郡・市及び都市区レベルの行政区に置かれる「基層人民法院」から構成される。

日本の「三審制」に対して、中国では「二審制」が採用されており、通常の民事事件の第 1 審は基層人民法院であり、上級審は中級人民法院で、これが「二審制」では最終審である。

これに対して、知的財産の侵害事件では、最高人民法院が発した「専利紛争案件」、「商標民事紛争案件」、「著作権民事紛争案件」それぞれの「案件の審理に適用される法律の若干規定に解釈」により、中級人民法院が第一審となり、上級審にあたる高級人民法院が第二審（最終審）になるとされている。

北京、上海のような大都市においては、最高人民法院の認可を得て、知的財産関連の民事事件を、例外的に、特定の基層人民法院が第一審として受理することが認められている。

外国人が訴訟当事者である場合には、重要事件であるとして中級人民法院が第一審になることが多く、北京市、上海市、広東省等の先進地域の中級人民法院や高級人民法院には、知財事件専門の裁判官が配属されている。<sup>(40)</sup>



(3) 「行政ルート」と「司法ルート」の比較<sup>(41)</sup>

		行政ルート	司法ルート
①	時間	比較的早い	時間を要する
②	費用	定額 ※調査事務所や弁護士に委任した場合は、定額とならない。	高額である
③	手続の難易	比較的簡単	難しい ※実際は弁護士に委任する必要あり
④	証拠の採否	比較的厳格ではない	厳格に制限される
⑤	損害賠償	損害賠償を命じることはできない。 調停しかできない。	賠償を命じ、その強制執行ができる。
⑥	強制執行力	強制執行力がない	強制執行力がある

以上は「行政ルート」と「司法ルート」のポイントを簡単に比較したものであるが、以下で、更に詳細な比較を試みる。

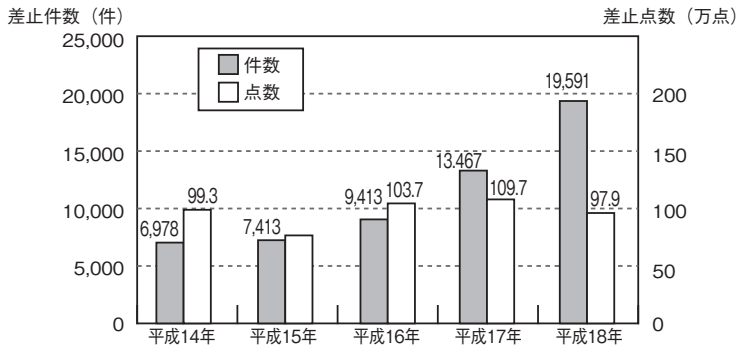
《詳説》

		行政ルート	司法ルート
①	時間	ケースバイケースだが、比較的早く処理される。摘発の日時等は、申立人の意向ではなく、行政機関の判断で決定する。案件の状況（侵害の規模、執行場所等）、行政機関の都合（他の案件との関係や人員の手配等）などの要素も関係する。 積極的に対応してくれる行政機関の場合には、事前に案件の相談をしていて、書類や証拠がすでに揃っている場合、正式に申立をした当日に摘発行動をとってくれるというケースもある。当局がキャンペーンとして侵害摘発を積極的に推進している場合には、それを利用して、その時期に申立をするとスムーズにいったというケースもある。	訴状の受理から判決までの手続や期間は、すべて民事訴訟法の規定に従って行なわれるため、一般的には長期間となる。ただし、仮処分すなわち提訴前の侵害停止措置の申請を利用して、早期に仮処分決定を得ることは可能だが、最終解決はその後の民事訴訟で行なわれるので、やはり期間を要する。 なお、提訴前の準備（証拠の収集など）も、行政ルートの場合に比べ念入りに行なう必要があるため、一定の時間を要する。

		行政ルート	司法ルート
②	費用	<p>行政機関への処理申立自体には費用は必要ない。申立のための証拠の収集や書類作成の費用だけで済む。</p> <p>しかし、一般的には調査会社や弁護士事務所を利用するので、通常はそれらに一定の費用を必要とする。</p>	<p>訴訟費用、弁護士費用、その他の準備のための費用があり、高額となる。</p> <p>訴訟費用、すなわち裁判所に納付する訴訟手続費用は、侵害の規模（訴訟物の価額）に応じて規定される。弁護士費用、すなわち弁護士事務所に委任する費用は安価ではない。その他の準備の費用として、調査会社による侵害状況調査のための費用や、証拠作成費用（公証人に公正証書の作成を依頼した場合の費用など）も発生する。</p>
③	手続の難易	<p>民事訴訟のような細かい手続規定はない。基本的には、申立書と証拠書類を作成して提出し、当局と協議すればよく、さほど厳格ではない。証拠書類も、ある程度揃っていれば認められるケースが多い。</p>	<p>民事訴訟に定められた手続に基づいて行なわれる。訴状、主張立証を記載した書面や証拠書類を作成して、訴訟手続を進めなければならない。専門の弁護士への委任が必要。証拠書類も十分に揃っている必要がある。</p>
④	証拠の採否	<p>証拠書類の提出に関して、裁判手続で要求されるほどの厳格さは要求されない。</p>	<p>証拠書類の提出に関して、例えば外国の書類などの場合に、公認証手続が要求されるなど、厳格な制限がある。</p>
⑤	損害賠償	<p>行政機関は、侵害者に対して、損害賠償の支払を命じる権限はない（以前は認められていたが、2000年前後の各法令改正で、行政機関の権限が縮小され、裁判所だけが損害賠償の支払を命じることになった）。</p> <p>権利者が損害賠償についての調停を求めた場合には、行政機関が調停を進める権限を有するが、調停が整わない場合（侵害者が調停に応じない場合や、応じても賠償額を争う場合）、それ以上の強制力はない。</p> <p>権利者としては、司法ルートで民事訴訟を提起し、判決で損害賠償の支払を求める必要がある。</p>	<p>損害賠償を求める訴訟を提起することにより、裁判所の判断で損害賠償を命じることができる。</p>
⑥	強制執行力	<p>行政機関が侵害を認定した場合には、侵害の停止を命じ、あわせて違法所得を没収したり過料（罰款）を課すことができる。ただし、侵害者が自発的に侵害を停止しない場合には、行政機関が自ら強制措置をとることはできず、裁判所（人民法院）に強制執行を申立てることになる。</p>	<p>裁判所が侵害停止の判決を言い渡し、相手方が履行しない場合には、強制執行ができる。</p>

(五) 日本における水際取締り、法改正の動向（不正競争防止法、関税定率法等の改正）<sup>(42)</sup>

【図1】 知的財産侵害物品の輸入禁止実績（平成14～平成18年）



出典：経済産業省及び関係省庁「政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告書」（2007年6月）(1) 輸入差止実績（件数・点数）

(差止件数)

知的財産侵害物品の差止めのために税関がとった手続の件数。

(差止点数)

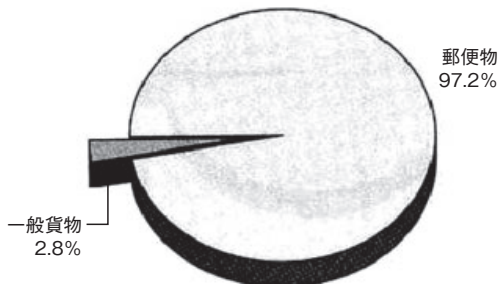
実際に差止められた知的財産侵害物品の数量。

差止件数は年々増加しており、平成18年の19,591件は、前年比46%の増加となっており、5年前の差止実績からすると、3倍近くにまで増加したことになる。累次の制度改正等によって、水際取締りの効果が上がっているためと考えられる。

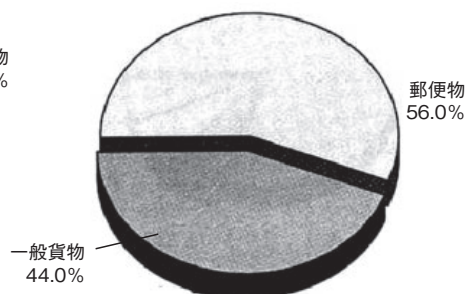
(2) 知的財産侵害物品の小口化

差止件数が年々増加する一方で、差止点数は最近5年間（平成14～18年）で目立った増減は見られない。差止件数の増加に対して、差止点数が増加しないのは、1件当たりに含まれる知的財産侵害物品の数量が少なくなっているという小口化の傾向を示している

【図2】 輸送形態別輸入禁止実績（件数）



【図3】 輸送形態別輸入禁止実績（件数）





といえる。

知的財産侵害物品を小口で輸入する手段として、主に郵便物が用いられている。【図2】  
【図3】は、平成18年の輸入差止実績のうち、郵便物による知的財産侵害物品が送付された割合を示したものである。

郵便物は、全体の97.2%、点数でも全体の56%を占めるなど、税関の水際取締りの大きな特色となっている。

財務省では、平成16年7月に、侵害の疑いのある物品が発見されれば、その数量にかかわらず、知的財産侵害物品に該当するか否かの認定を行なうための手続（認定手続）を開始することを明確化し、少量の物品の輸入に対する税関の取締りを強化している。このような取組みの効果もあって、郵便物の差止件数が増加しているものと考えられる。

2008年（平成20年）7月5日付の日本経済新聞の記事によると、「日米欧などの主要八カ国（G8）は、7日からの主要国首脳会議（洞爺湖サミット）で、偽ブランド品などの流通防止に向けた国際条約の年内制定を目指すことで合意する」と伝えている。同記事によれば、新条約では、条約締結国に模倣品や海賊版の輸出入の差し止めを義務付けるほか、税関での没収や破壊も求めて水際対策を強化するとの事であるが、この条約の当初からの締結の方針を固めているのは、日本、米国、欧州連合27カ国のほか、オーストラリア、メキシコ、韓国などであり、迂回輸出の拠点とみられているアラブ首長国連邦（UAE）も参加するとのことである。一方、輸入の際に税関で差し止められる模倣品類の約7割は中国産が占めているものの、中国は、国内対策が先決問題として当初の締結予定国には入っていないという。また、模倣品の有力な生産元とされる東南アジア諸国の大半も参加しないという。

### (3) 認定手続の簡素化

「認定手続」とは、税関において知的財産の侵害が疑われる物品について侵害物品に該当するか否かを認定するための手続である。税関が、輸入申告された貨物や国際郵便物が知的財産侵害物品ではないかと疑いを持った場合に、それが知的財産権を侵害するものと言えるかどうかを認定する。認定手続の対象となるのは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置権及び育成者権である。

侵害物品の疑いの貨物等を発見した税関に所属する知的財産調査官又は知的財産担当官



から、権利者及び輸入者それぞれに書面で通知を行い、これに対して権利者及び輸入者は、一定期限内にそれぞれ税関に対して自分の意見を述べ、証拠を提出する。知的財産調査官又は担当官は、これらの意見や証拠によって、当該貨物等が知的財産権を侵害する物品にあたるか否かを認定する。<sup>(43)</sup>

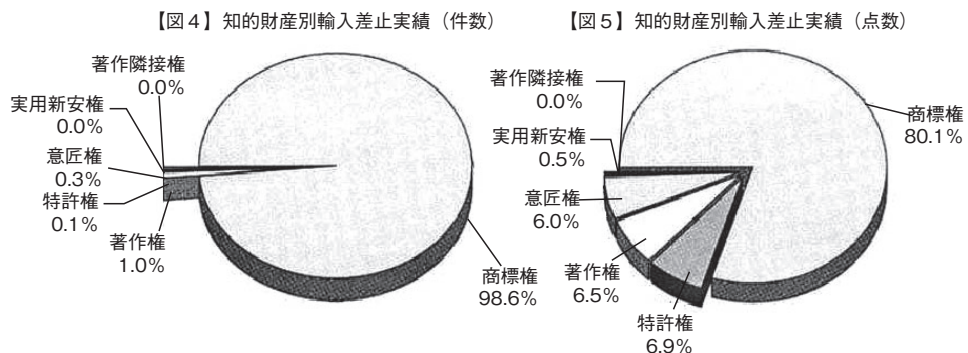
平成 19 年度関税法改正の一環として、関税法施行令の改正により認定手続の簡素化措置を導入し、小口の知的財産侵害物品の水際取締りを更に強化することとなった。

認定手続の簡素化前	認定手続の簡素化後（平成 19 年 6 月 1 日施行）
<p>税関が知的財産侵害の疑義のある物品を発見した場合、権利者及び輸入者に証拠・意見を求めた上で、税関が侵害の該否を認定。</p> <p>↓</p> <p>輸入者からは証拠・意見が出されていない場合が多い一方で、権利者は侵害疑義物品が少量であっても、それを点検した上で証拠・意見を出しており、権利者側の人的・経済的負担が生じていた。</p>	<p>輸入差止申立てが受理された商標権を侵害するおそれのある物品について、一定期限内に輸入者が何らかの意思を示さない場合には、権利者からの証拠・意見の提出を不要とし、速やかに没収・廃棄ができる仕組みが出来上がった。</p> <p>↓</p> <p>郵便物から知的財産侵害疑義物品が発見された場合、輸入者から証拠・意見が出されない場合が殆どであり、簡素化措置の導入により、郵便物で輸入される知的財産侵害物品の取締りが、迅速かつ効率的に行なわれることが期待される。</p>

#### (4) 輸入差止実績（被侵害権利別）

輸入差止実績を知的財産別にみると、【図 4】及び【図 5】のように、圧倒的に商標権侵害物品の差止が多くなっている。件数に至っては、全体の 98% 以上を商標権侵害物品が占めている。

税関で輸入を差し止められる商標権侵害物品の典型例は、いわゆる偽ブランド品である。具体的には、偽ブランドのバッグ、キーケース、衣類、時計等が多く差し止められている。<sup>(44)</sup>



2006年度の日本の税関における輸入差止実績を商品別にみると、件数ベースではハンドバッグや財布等のバッグ類が全体の56.7%を占め、次いでキーケース類が12.1%、Tシャツやマフラー等の衣類が8.0%等となっている。<sup>(45)</sup>

#### (5) 水際での仕出国別没収・差止実績

各国の水際での没収・差止実績について、仕出国別にみると、各国ともに中国が最も多い状況である。<sup>(46)</sup>

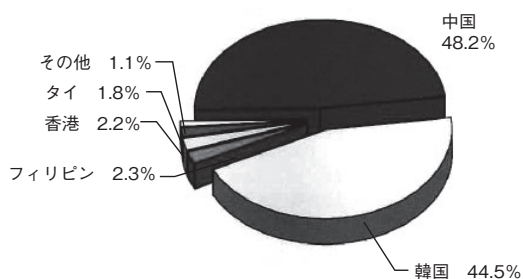
各国も、模倣品・海賊版の国内への流入を防ぐため、税関での水際取締りに力を入れている。欧州委員会は、2005年5月、模倣品・海賊版の取締り作戦“FAKE”を実施した。これは、10日間にわたり、EU加盟25カ国の税関職員約250名を動員して、情報収集や情報拠点を設けて連携を行い、中国発の貨物の税関取締りを強化したものである。その結

#### 1. 仕出国（地域）別輸入差止実績

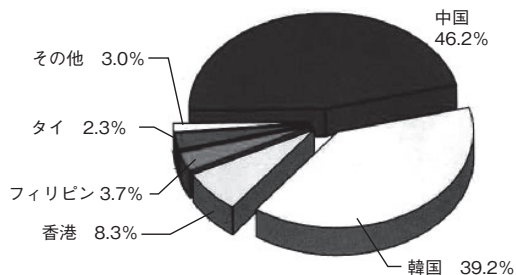
輸入差止件数は、中国仕出しが9,440件（構成比48.2%）、次いで韓国仕出しが8,720件（同44.5%）、フィリピン仕出しが445件（同2.3%）となった。前年と比較すると、中国仕出しが50%の増加、韓国仕出しが44%の増加となった。

また、輸入差止点数は、中国仕出しが約45万点（構成比46.2%）、次いで韓国仕出しが約38万点（同39.2%）、香港仕出しが約7万点（同8.3%）となった。前年と比較すると、韓国仕出しが16%の減少、香港仕出しが25%の減少、フィリピン仕出しが19%の減少となった。

仕出国（地域）別輸入差止実績構成比（件数ベース）



仕出国（地域）別輸入差止実績構成比（点数ベース）



果、模倣品を含む可能性の高い 221 の貨物のうち 60 から模倣品が発見され、通常の税関検査より大幅に高い摘発率を上げて成功した。

米国では、税関が簡単に模倣品・海賊版を摘発できるように、輸入に関するデータベースが整備されているほか、模倣品・海賊版に関する資料を提供できる企業が税関当局に対して研修を行なう仕組みも取り入れている。<sup>(47)</sup>

出典：経済産業省及び関係省庁「政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告書」（2007 年 6 月）

以下では、税関での輸入差止申立等、いわゆる「水際措置」の根拠となる法令である不正競争防止法等の規定についてコメントする。

(6) 輸入差止の対象となる不正競争防止法違反を組成する物品(関税率法の改正により、平成 18 年 3 月 1 日より導入された不正競争防止法第 2 条 1 項 1 号～3 号までの行為を組成する物品) について。<sup>(48)</sup>

□不正競争防止法

【商品・営業主体混同惹起行為、著名表示使用行為】

第二条 1. この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為
- 二 自己の商品表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為
- 三 他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸し渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

【差止請求権】

第三条 1. 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、そ

の侵害の停止又は予防を請求することができる。

2. 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれのある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。第5条第1項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

□不正競争防止法第2条第1項第1号（周知商品等表示の混同惹起行為）、第2条第1項第2号（著名商品等表示の冒用行為）を組成する物品についての「要件」

- (i) 他人の商品等表示であること
- (ii) 需要者の間に広く認識されているものであること（周知性）
- (iii) 商品等表示と同一又は類似するものであること
- (iv) 他人の商品又は営業と混同を生じさせること（混同）
- (v) 適用除外（法第19条第1項第1号から第4号まで）<sup>(49)</sup>

- ①商品または役務の普通名称
- ②ぶどうを原料又は材料とするもの
- ③商品又は役務について慣用されている商品等表示
- ④普通に用いられている方法での使用
- ⑤自己の氏名を不正の目的でなく使用
- ⑥他人の商品等表示が周知・著名になる以前に、不正の目的ではなく使用

- (vi) 他人の著名な商品等表示であること

※上記「周知商品等表示の混同惹起行為」又は「著名商品等表示の冒用行為」に当たるか否かにおける重要な判断要素は、①「著名」であること ②「全国的な」著名性があること ③ダイリジェーション、フリーライドに該当すること、である。

□不正競争防止法第2条第1項第3号（商品形態の模倣行為）を組成する物品について

- (i) 立法趣旨

条文上には記載されていないが、その立法趣旨・経緯から「先行開発者の利益保護」規定であるとの要件を充足する必要があるとするのが、通説・判例である。

(ii) 原告の主調・立証のポイント	(iii) 被告の主調・立証のポイント
<p>判断の重要な要素として、①「商品の形態」 ②不正競争防止法第2条第1項第3号の「他人」 ③商品の機能を確保するために不可欠な形態の除外に当たらない ④保護期間 ⑤被告の譲渡行為等 ⑥模倣 ⑦原告の営業上の利益が侵害される又はそのおそれがあること等。</p>	<p>①原告の商品形態であることを否認する ②商品の機能を確保するために不可欠な形態の除外に当たらない ③被告が商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸し渡しのために展示し、輸出し、または輸入する行為を否認する ④模倣の否認 ⑤最初に販売した日から3年を経過している旨の抗弁を行なう ⑥原告の営業上の利益が侵害される、又はそのおそれがあることを否認する ⑦適用除外理由としての善意無重過失での取得、真正品の並行輸入であること等。</p>

不正競争防止法第2条第1項第1号の行為（周知商品等表示の混同惹起行為）

他人の商品・営業の表示（商品等表示）として需要者の間に広く認識されている表示を使用した商品を輸入し、その他人の商品・営業と混同を生じさせる行為。間接的には、他人が営業努力と資本の投下によって商品等表示を需要者に広く知らしめたという成果（周知性の獲得）にフリーライドする行為を、混同のおそれの存在を条件として、禁止する機能も果たす。

不正競争防止法第2条第1項第2号の行為（著名商品等表示の冒用行為）

他人の著名な商品表示を、自己の商品・営業の表示として不正に使用する商品を輸入する行為は不正競争行為となる。この点、混同惹起行為も、需要者に広く認識された商品等表示を使用した商品の輸入について不正競争としているが、真正商品との誤認混同を与えなければ、不正競争にはならない。

この点、著名な商品等表示を無断で使用している場合などには、その使用が誤認混同を与えないものであっても、他人の商品等表示を利用して、当該ブランドを築き上げてきた社会的評価に利益を上げるとともに、当該ブランドの価値を希釈し（ダイリュージョン）、社会的評価を貶めている（ポリューション）場合がある。そこで、著名な商品等表示を冒用する行為については、混同を要件とせず不正競争行為として規制されている。

不正競争防止法第2条第1項第3号の行為（商品形態の模倣行為）

本行為を不正競争行為とする基本的な考え方は、当該商品の先行者として、ある特徴的な商品の形態を考案し、その商品を試作し、製造し、広告宣伝等を行い、市場に送り出すに当たっては、権利者は相当なコストをかけていることから、そのコスト回収期間として3年間という期間の模倣を規制すること、すなわち保護法益は先行開発者の利益である。

また、模倣品については、周知商品等表示の混同惹起行為や著名商品等表示の冒用行為として規制されているが、これらの規制は、前提として、需要者に当該真正商品の表示を浸透させ、真正商品の表示を周知又は著名にしなければならないことから、衣料品など短期ライフサイクルの商品や、玩具などの多品種の商品の場合には、当該商品の表示を周知又は著名にする前に市場から消えてしまうこともあり、模倣品の存在によって、その製造・販売等に要したコストの回収が困難になる等、保護に欠けるきらいがある。このため、新商品発売後、一定期間（3年間）は、周知性、著名性を獲得しているか否かにかかわらず、商品の形態を模倣した商品を譲渡するなどする行為について、不正競争行為として規制することに意義がある。

#### (7) 不正競争防止法に係る関税定率法の改正

不正競争差止請求権者が、税関長に対して認定手続を執るべきことを申し立てる場合に提出する経済産業大臣の意見書（旧関税定率法第21条の2）⇒2007年改正後の関税法第69条の12「輸入してはならない貨物に係る認定手続」

意見書の作成に当たっては、輸入差止のための不正競争防止法違反を組成する物品であることを判断するために重要と思われる16の要件を抽出し、その要件のうち必要と思われる要件に基づき、以下を判断する。

- ①不正競争差止請求権者に係る商品等表示が、全国の需要者の間に広く認識されているものであること（不正競争防止法第2条第1項第1号）
- ②不正競争差止請求権者に係る商品等表示が著名なものであること（不正競争防止法第2条第1項第2号）
- ③不正競争差止請求権者に係る商品の形態が、当該商品の機能を確保するために不可欠な形態でなく、国内で販売された日から起算して3年を経過していないこと（不正競争防止法第2条第1項第3号）

認定手続において侵害物品に該当するか否かについて税関長が求める経済産業大臣の参考となるべき意見について（旧関税定率法第21条の4の2）⇒2007年改正後の関税法第69条の17「輸入してはならない貨物に係る意見を聞くことの求め等」

意見書の作成に当たっては、16の要件のうち必要な要件に基づき、以下を判断する。

- ①輸入貨物が不正競争防止法第2条第1項第1号の侵害物品に該当するか否か
- ②輸入貨物が不正競争防止法第2条第1項第2号の侵害物品に該当するか否か



③輸入貨物が不正競争防止法第2条第1項第3号の侵害物品に該当するか否か

(六) 今後の課題及び取組みと展望

結びにあたって、今後の課題と展望について述べるが、本稿で考察してきた模倣品・海賊版の知的財産権侵害に対する対策の困難さを以下に整理してみる。

(1) 課題

①中国における中央政府と地方政府の二面性・多様性

日本の経済産業省の調査によると、中国の知的財産制度では、中央で始められた模倣品・海賊版対策が地方政府にまで浸透するには時間がかかり、また、その運用が各地方政府やその行政機関担当者によって異なったり、刑事罰が軽微に過ぎたりするなど、取締りの実効性に乏しいという。<sup>(50)</sup>

②中国の「地方保護主義」の存在

中国では、地方産業を保護するために、行政機関や裁判所が必ずしも公正な判断及び法の執行ができないケースがある。地方の工場が利益を上げ、地元での雇用創出に役立っていれば、模倣品・海賊版製造工場でも行政機関及び司法機関から看過される傾向がある。いわば、模倣品・海賊版製造が地域の地場産業と化してしまっているケースがあり<sup>(51)</sup>、こうした地方での傾向が今後も取締りのネックになる可能性はある。

③知的財産侵害に対する制裁の制度面での困難さ

国境を越えた知的財産侵害に対して制裁を加えるには、国際裁判管轄、準拠法（国際私法）、外国判決の承認・執行が問題となる。例えば、外国判決の執行については、日本やドイツでは外国の裁判所の差止を命じる判決が国内で執行の対象になるが、英米や中国では日本の裁判所の差止判決は執行されないなど、この問題では日本が一方的に譲歩を余儀なくされる可能性が指摘されている。こうした国際法上の「域外適用」については、法律面・制度面での課題が残っている。<sup>(52)</sup>

④模倣品・海賊版が中国以外の国や地域に拡散する可能性

中国で製造された模倣品・海賊版などの知的財産侵害物品が、中国以外の諸国・地域に拡散し、その取締りが難しくなる可能性があり、現在ではタイやフィリピンなどに拡散する傾向がある。また、知的財産侵害物品を侵害発生国・地域から第三国で積み替えて輸出を行なうなど、新たな手口が発生している。

## (2) 日本政府の国外に向けた対策

こうした課題や傾向に対し、日本の政府レベルでは関係官庁（警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省）が連携して対策に当たっている。経済産業省及び関係省庁がまとめた「政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告書」（2007年6月）に従って、その対策のうちの幾つか主だったものを以下に整理してみる。<sup>(53)</sup>

### ①模倣品・海賊版拡散防止条約の早期実現を目指す

日本政府が提唱した「模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）」について各国と連携しつつ、経済協力開発機構（OECD）、世界税関機構（WCA）、国際刑事警察機構（ICPO）などの国際機関と協力して、その早期実現についての議論を加速する。

### ②在外公館等の機能を強化する

模倣品・海賊版対策を、我が国の外交上の重要施策として位置づけ、在外公館においては、大使自らが相手国政府に対して働きかけを強力に行なう等、取組みを強化する。また、海外での権利取得、権利侵害及び権利行使に関する相談に応じ、問題に対する対応方法、助言、調査会社等の紹介といった具体的な支援策を、在外公館やJETRO（日本貿易振興会）において実施する。

### ③侵害発生国・地域に具体的要請を行なう

アジア諸国などの侵害発生国・地域に対して、デザイン模倣（商標権侵害）対策の強化、取締り執行の強化、再犯防止の強化、周知商標の認定促進、水際における権利者の負担軽減など、具体的な制度改善や取締りの強化について、閣僚レベルをはじめ様々なレベルで強力に要請する。

また、侵害発生国・地域の当局（権利付与官庁、警察当局、税関当局、行政取締当局、司法当局）との連携を具体的に強化するため、日常的な情報交換や相互支援協定の締結、当局間での定期協議などを推進する。

### ④自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）等を活用する

自由貿易協定（FTA）、経済連携協定（EPA）や投資協定などの2国間、複数国協定の中に、実効的なエンフォースメント確保のための条項を盛り込むように積極的な交渉を行なう。エンフォースメントを含めた実際の執行状況等についてのレビューを行う。

### ⑤欧米との連携を強化する

欧米の各国の首脳間・閣僚間の2国間協議など通じて連携を強化する。



⑥税関相互支援協定に関する取組を推進する

欧米を含む外国税関当局との協議及び税関相互支援協定等の枠組みを通じた連携を強化するとともに、新たな税関相互支援協定等の締結に向けた取組を推進する。

⑦多国間の取組をリードする

G8サミット、OECD、アジア太平洋経済協力会議(APEC)、アジア欧州会合(ASEM)、世界貿易機関(WTO)、世界知的所有権機関(WIPO)、世界税関機構(WCO)等の国際機関・国際フォーラムにおいて、模倣品・海賊版問題が各国首脳をはじめハイレベルで取り上げられるように、準備や働きかけを行なう。

⑧開発途上国における模倣品・海賊版対策の能力構築を支援する

ODA(政府開発援助)大綱を踏まえ、開発途上国の地財制度の整備・執行の強化を支援し、アジア諸国の政府関係者や民間の団体・企業に対し、各府省が実施している知的財産権の保護に関する能力構築(キャパシティービルディング)を、我が国企業と協力しつつ、関係省庁や国際協力機構(JICA)、JETRO等の団体が協調して実施し、模倣品・海賊版が社会悪であることを侵害発生国・地域の国民が広く認識するように、啓発活動の支援に取り組む。

(3) 国内における政府の取組み

①個人輸入の取締りを強化する

模倣品・海賊版の個人輸入や個人所持は、現状では法律で禁止されておらず、また国民の意識も極めて低い。このため、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持が社会悪であることを国民に明確にするとともに、その氾濫を防止すべく、模倣品・海賊版の個人輸入・個人所持について更に検討を行い、必要に応じ新法の制定等法制度を整備する。

偽ブランド品や模倣医薬品等の個人輸入代行においては、形式上、輸入者は個人であり、「業」としての輸入の実施ではないが、実質的には輸入代行業者が知的財産権を侵害しているのではないかと指摘がある。被害の実態を踏まえて代行業者の責任を問える可能性を検討し、必要に応じて法改正等を行なう。

②裁判所の仮処分命令を活用する

税官長は、侵害認定手続期間内に裁判所の仮処分命令があった場合には、特段の事情がない限り、当該命令における侵害判断と同一の侵害判断に基づいて侵害認定が行なわれていること、及び水際における迅速な救済が必要なことに鑑みて、裁判所には、迅速

な仮処分命令がなされるように、訴訟運用面での対応が望まれる。

### ③税関の体制を強化する

並行輸入や個人輸入と偽った輸入や、個人による小口貨物を利用した輸入が、国内に偽ブランド品や海賊版が氾濫する原因の一つとなっている現状に照らして、税関と権利者との連携の強化、税関の検査設備や情報システムの強化、必要な税関職員の確保、税関職員の能力向上に努める。

製品の外観から侵害物品であることを判断することが困難な事案への対応や、模倣品・海賊版が犯罪組織やテログループの資金源になっていることに鑑み、税関で使用される検査機器に民間の技術を応用するなど、最先端の技術を用いた検査機器の調査・研究開発を促進し、各国との連携を強化する。

### ④模倣品・海賊版の輸出・通過を取り締まる制度を整備する

模倣品・海賊版が侵害発生国・発生地域から第三国で積み替えられて輸出されるなど、新たな手口が発生していることから、著作権を侵害する物品の輸出・通過についても、税関が水際で取締りを実施できるように法改正等を行なう。

また、特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を侵害する物品、育成者権侵害物品、及び形態模倣品等の不正競争防止法違反の侵害物品の輸出を取り締まる制度を整備したことを踏まえ、制度の周知徹底に努める。

### ⑤差止申立・認定手続の簡素化

当事者の負担軽減のために、輸入差止申立や認定手続における提出書類及び記載すべき事項等について見直しを行い、必要に応じて簡素化するとともに、当事者が遠隔地まで出向くことなく貨物の確認ができるように電子メールを活用し、画像を送付するなどの制度を整備する。

また、模倣品・海賊版が、国際スピード郵便（EMS）等の外国郵便物を利用して輸入されたり、海外旅行の手荷物として持ち込まれる事例が急増していることから、手続保証に留意しつつ、外国郵便や旅客の手荷物に関して迅速な没収・廃棄が可能となる簡易な手続について検討し、法改正等を行なう。

### ⑥インターネットオークション上の模倣品・海賊版の取引防止

特定商取引法の規制対象となる「販売業者」の判断基準を明確にした「電子商取引等に関する準則」（2006年2月1日公表）の周知徹底を図り、同法に違反する販売業者に対する法執行を強化する。

また、官民協力の下、オークション上の消費者や出品者のことを勘案し、権利者及び

オークション事業者による「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」等を通じて、以下の取組みを促進する。

- a) オークションへの違法な出品を防止するため、オークション業者による正確な本人確認を促進する。
- b) 違法出品者に対する権利侵害物品の差止めや損害賠償の請求を可能にするため、権利者から法令に基づく出品者情報の開示請求があった場合に、オークション事業者から権利者への迅速かつ円滑な情報開示を促進する。
- c) 模倣品・海賊版をオークションサイトから一掃するため、模倣品・海賊版の出品停止などオークション事業者が一体となった自主的取組みを促進する。
- d) 模倣品・海賊版の出品・購入を防止するために、出品者及び購入者への啓発活動を強化する。

上記取組みと併せ、権利者、オークション事業者等及び捜査機関による「情報共有スキーム」を効果的に活用し、オークションサイトを通じた模倣品・海賊版の取締りの効率化と強化を図る。

さらに、オークション事業者の実態把握を促進し、出品者の本人確認等、古物営業法に定める遵守事項について指導を徹底するとともに、違法出品者の取締りを強化する。

#### ⑦警察による取締り強化

警視庁が全国に先駆けて発足させた模倣品の鑑定能力を有する「商標権侵害品真贋鑑定捜査制度」の活用等捜査方法を駆使するとともに、不正商品対策協議会をはじめとする各種団体と警察当局との連携を強化し、効率的な取締りを実施する。

#### ⑧育成者権の侵害対策強化

植物品種の不正な利用を防止し、育成者権の適切な保護を図るため、育苗管理センターにおける品種保護対策役（品種保護Gメン）の活動を強化し、国内外における権利侵害の実態調査や侵害の判定等を支援するための品種類似性試験（比較栽培、DNA分析）を実施する。

また、育成者権の侵害が疑われる種苗、生産物、加工品の栽培・保管・販売等の状況を調査、記録するとともに、その証拠品を寄託し、育成者権侵害の立証を支援する。

#### ⑨対策に向けた政府内の連携強化

政府模倣品・海賊版対策総合窓口の周知を徹底し、総合窓口年次報告書を作成し、権利者や企業等からの相談に対して迅速に対応するために、関係府省の連携を強化すべく以下の取組みを行なう。

- a) 関係府省で模倣品・海賊版に関する情報を共有できるように、ネットワークやデータベースを構築する。
- b) 外国市場での模倣品・海賊版の製造及び流通情報や被害情報等を警察、税関が活用し、当該物品が国内市場へ流入するのを防止し、国内からの排除を進める。
- c) 国内外で収集・分析した各種情報に基づき、模倣品・海賊版に関する政策を立案・実施し、その結果を関係者にフィードバックする。
- d) 各種対策について、関係府省間で調整を行ない、「模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議」を機動的に開催し、政策調整を活発に行なう。

#### ⑩模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動の強化

模倣品・海賊版の製造・流通・売買等の行為が社会悪であることを広く国民に認識してもらうことが重要であり、消費者基本法に知的財産権の適正な保護が消費者の責務であると規定していることを踏まえ、国民への啓発活動を強化し、学校教育等を通じて適切な消費行動についての教育を推進する。

#### (4) 被侵害企業に対する提言

本稿中の「模倣品・海賊版被害の実例と、その対応策」でも考察してきたが、知的財産権の侵害国・地域等で先に商標登録がなされ、日本企業の商品が、逆に当該国・地域において商標権侵害を理由に撤去・没収を命じられるケースもあることから、①あらゆるケースを想定して事前に権利取得をすること、

②契約に際しては、契約社会である米国に対するレベルと同等の注意をはらうこと、③権利を侵害されたら徹底的に戦い、「侵害に厳しい企業」という評価を確立すること、④軍や公安出身者が所属する民間の調査会社などを活用することを、日本企業も心がけなければならない。

また、司法ルートによる救済を求める場合、侵害者側が侵害物品を隠したり、侵害者自身が所在不明になって逃亡するなど、問題の解決が困難な場合も多いことから、行政機関に摘発してもらう戦略を立てることを考えなければならない。

さらに、本稿でも見てきたように、行政機関に取締り・紛争処理を願い出た場合にも問題が生じ、十分な取締り・紛争処理解決に至らない場合もあるので、地方の行政当局に摘発を要請する場合には、国家レベルの機関に事情を詳しく説明し、地方行政当局に懸案の問題を下ろしてもらうことも、場合によっては有効である。<sup>(54)</sup>

### (5) 中国国内の変貌への期待

中国の知的財産戦略は1978年の鄧小平の改革解放策以降に始まった。中国の知的財産権関係の法律で、最初に登場したのは1979年7月に可決・施行された「中外合弁経営企業法」である。その後、1982年の「商標法」、1984年の「特許法（専利法）」、1990年の「特許法」が相次いで成立したが、その歴史は日本に遅れること30年、中国国内だけで考えれば、その戦略がスタートしてまだ30年弱に過ぎない。しかし、この改革解放策以降、在外華僑からの中国国内への投資と世界中に広がった中国人の知性（在外研究者や留学生）とが、中国の国を挙げての経済発展を推し進めるための原動力となったのである。

ユネスコの統計によれば、2000年末時点での世界の108カ国、約160万人の留学生の内、中国人の留学生の占める割合は4分の1余りである。

シンガポールは華僑も多く中国語も通用するため、中国人留学生が集る都市となっており、シンガポール政府も1998年から、海外での大学・大学院の国内誘致を始めた。米国のMIT、スタンフォード大学、ジョージア工科大学、ドイツのミュンヘン工科大学、オランダのアイントフォーヘン工科大学、中国の上海交通大学などが、その一例である。

また、中国国内でも、2002年9月から、清華大学、北京大学、復旦大学などで企業の上級管理職を対象としたEMBA課程の教育が始まり、特許（専利）取得の面でも、産学連携の基盤が急速に進展しつつある。<sup>(55)</sup>

こうした国家戦略としての知的財産教育や、遅ればせながらの法律面・制度面でのインフラ整備が進むにつれて、中国の企業や一般国民の知的財産に対する意識が高まることが期待される。こうした意識の高まりが、知的財産の侵害行為に歯止めをかけることに繋がる可能性には期待できるし、一方で、中国国内での技術革新や経済発展が進むにつれて、逆に自らの知的財産を守る必要に迫られ、中国国内の企業及び国民の意識改革をもたらすこともあり得る。また、経済的側面に目を向けると、中国国内における（現在最大15倍ともいわれる）都市部と農村部の所得格差が縮まるにつれて、模倣品製造を地場産業として看過してしまうような、いわゆる「地方保護主義」的傾向は影を潜めていくかも知れない。

いずれにせよ、現行の制度面での取締りに加え、様々な啓発活動を通じて、中国のみならず諸外国及び日本国内の知的財産侵害に対する意識の向上を目指すことは極めて重要である。「権利」を守るには、先ずはその権利の重要性を周知徹底させなければならないからである。

#### 参考資料と注釈

- (1) 1984年以降の度重なる著作権法一部改正、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」公布、「プロバイダー責任法」公布、「コンテンツ促進法」公布、「文字・活字振興法」公布、民事訴訟法一部改正、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法、種苗法、裁判所法、関税法、関税定率法、信託業法の改正等である。
- (2) 「Jurist」NO.1326 (2007・1・1-15)「特集 知的財産法の新展開」p.2以下「知的財産制度改革の経緯と課題」(中山信弘)参照。
- (3) 「知的財産推進計画—世界を睨んだ知財戦略の強化—」2008年6月18日 知的財産戦略本部
- (4) 「知的財産推進計画 2008」重点編 p. 15
- (5) 経済産業省及び関係省庁「政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告書」(2007年6月)第2部 p. 14-15
- (6) 「知的財産推進計画 2008」重点編p.14 (1)
- (7) 同上 p. 14及び p. 50 (2) ①②
- (8) 同上 p. 14及び p. 55 2. P.56 3.
- (9) 「コンテンツ」とはアニメ、マンガ、ゲーム等を指す。
- (10) 「知的財産推進計画 2008」重点編 p. 15 (2)
- (11) 例えば、「青森」、「横浜」等の日本の地名が商標登録されたり、「無印良品」など日本で馴染みの名称が商標登録されることにより、こうした地名・名称をブランドとして冠した農産物や製品を輸出できなくなるといった問題が生じる。
- (12) 「知的財産推進計画 2008」重点編 p. 15 (2) ①、p.36 (2) ①
- (13) 同上p. 15、p. 47 (1) ②i
- (14) 田村善之「知的財産法 第4版」(有斐閣)、渋谷達紀「知的財産法講義Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」(有斐閣)など。
- (15) いわゆる、税関における“水際取締り”である。
- (16) 具体的には、海外への商標登録を支援するために、当該国への出願手続情報等を事業者等に提供する措置、我が国の地名等が海外で登録された場合の対応マニュアルの作成・普及である。他方では、外国政府に対して、法律・制度改革の働きかけを行ない、第三者の不正目的の商標登録出願の拒絶を要請する日本政府の取組みである。
- (17) 特許庁「2007年度 模倣品被害調査報告書」(2008年3月) p. 5参照。
- (18) 高澤 美有紀「模倣品・海賊版対策の動向」国立国会図書館ISSUE BRIEF NUMBER508参照。
- (19) 模倣品の安全性面での問題は、例えば化粧品による被害、乳幼児に与える粉ミルク等の健康被害が報告されている。
- (20) 特許庁「2007年度 模倣品被害調査報告書」p.7
- (21) 同上p. 8
- (22) 同上p. 6 (2) 企業規模別の模倣品被害の傾向
- (23) APEC・IPRサービスセンター 政府模倣品・海賊版対策総合窓口 知的財産Q&Aより。
- (24) 最判平成15・2・27民集57巻2号125頁
- (25) 前掲 政府模倣品・海賊版対策総合窓口 知的財産Q&Aより。
- (26) 不正競争防止法第2条【著名表示使用行為】
- (27) 馬場錬成、経 志強「変貌する中国知財現場」(日刊工業新聞社) p. 124以下
- (28) 「デッドコピー」とは、不正競争防止法第2条第1項3号で規制される、他人の商品の形態を模倣して自分の商品として市場に提供される侵害物品である。先行開発者(権利者)と模倣品製造者との間に、競走上著しい不公平が生じ、新規の商品開発のインセンティブが阻



- 害される。
- (29) ジェトロ知的財産権情報「中国知財リスク対策マニュアル 中国編」p. 136より。
- (30) 同上 p. 151より。
- (31) 当該フローチャートは、前掲「中国知財リスク対策マニュアル」p. 152-153より作成。
- (32) 前掲ジェトロ知的財産権情報「中国知財リスク対策マニュアル」p. 248より。
- (33) 三宅伸吾「知財戦争」(新潮社新書089) p. 84-85
- (34) 前掲ジェトロ知的財産権情報「中国知財リスク対策マニュアル」p. 249参照。
- (35) 前掲 三宅伸吾「知財戦争」p. 83-84
- (36) 前掲ジェトロ知的財産権情報「中国知財リスク対策マニュアル」p. 144より。
- (37) 前掲「変貌する中国知財現場」(日刊新聞社) p. 78以下参照。
- (38) 創英知的財産研究所 編著「中国の知的財産法」(東洋経済新報社) p. 62以下参照。
- (39) 同上p. 77以下参照。
- (40) 同上p. 90以下参照。
- (41) 前掲ジェトロ知的財産権情報「中国知財リスク対策マニュアル」p. 138-142をもとに作成。
- (42) 金山 茂明「最近の知的財産侵害物品の水際取締りについて」(ファイナンス 2007. 5) 参照。
- (43) 日向寺 勲「知的財産侵害物品に対する水際制度の在り方に関する調査研究」(知財紀要 2006) 参照。
- (44) 経済産業省及び関係省庁「政府模倣品・海賊版対策総合窓口年次報告書」(2007年6月) 参考資料 p. 27
- (45) 同上。
- (46) 同上 p. 26
- (47) 国際的な取組みに関しては、同上p. 9以下「(2) 各国の中国政府に対する働きかけ」及び p. 16以下「1. 国際的な取組」を参照。
- (48) 前掲 日向寺 勲「知的財産侵害物品に対する水際制度の在り方に関する調査研究」参照。
- (49) 適用除外については、不正競争防止法第19条に規定されているが、商品または営業の普通名称であって、普通に用いられている方法で使用若しくは表示する行為、又はその使用・表示した商品を譲渡・引渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示、電気通信回線により提供・輸出・輸入する行為が対象となる。
- 普通名称の普通使用によっては、通常は混同のおそれが生じないからである。cf.名古屋地判昭和40・8・6 (古関敏正編 不正競争法判例集p. 766)
- (50) 前掲 高澤 美有紀「模倣品・海賊版対策の動向」1 模倣品・海賊版被害の状況より。
- (51) 中国の「地方保護主義」については、馬場錬成・経 志強「変貌する中国知財現場」p. 102以下参照。
- (52) 「域外適用」については、米国反トラスト法の要件が参考になる。それによると、①当事者国の輸出入市場に競争制限的効果を及ぼす意図と効果が認められること、②訴追される者の訴訟法上の防御権を侵さないため、その者に当事者国との最小限の接触があること、③判決の執行が可能であること、である。中国と日本との国際法上の域外適用では、③が問題となる。
- (53) 同掲書p. 100以下参照。
- (54) 前掲「中国知財リスク対策マニュアル」参照。
- (55) 鮫島 正洋 編著「新・特許戦略ハンドブック」(商事法務) 第12章「アジアにおける知的財産権教育の現状 (中島 隆 著) では、日本、韓国及び中国の知財教育の比較を試みていて参考になる。

本稿は2008年7月26日の日本貿易学会東部部会における報告がベースになっている。本報告および本稿の執筆にあたっては、城西大学経済学部 安田信之助教授の数々の御取り計らいに与った。また、先の報告においては、コメンテーターとして日本自主流通協会事務局長である大谷規世氏に貴重な御助言・御指摘を賜った。ここに慎んで感謝の意を表する次第である（小林 記）。